

関係する検討会における検討状況等について

1. 医療計画の見直し等に関する検討会
.....P. 1～P. 48
2. 医師等の行政処分のあり方等に関する検討会
.....P. 49～P. 60
3. 医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり
方に関する検討会.....P. 61～P. 72
4. 行政処分を受けた薬剤師の再教育等について
.....P. 73

医療計画の見直し等に関する検討会 関係資料

「医療計画の見直し等に関する検討会」の検討状況について

◇ 「医療計画の見直し等に関する検討会」では、本年7月の「平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画制度の見直しの方向性（中間まとめ）」の具体化に向けて、議論しているところ。

◇ 具体的には、

①「新しい医療計画の作成に向けた都道府県と国との懇談会」を計3回開催

②新しい医療計画のポイントを提示

③全国で行われている医療連携の事例について紹介

を通じて、新しく改革される医療計画制度が各都道府県において円滑に作成・実施できるよう検討している。

（参考資料）

1. 「新しい医療計画の作成に向けた都道府県と国との懇談会」
2. 新しい医療計画のポイントについて
3. 全国で行われている医療連携の事例について
4. 医療計画の記載事項の考え方について

新しい医療計画の作成に向けた都道府県と国との懇談会

1. 趣 旨

平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画制度の見直しを踏まえ、先進的な医療計画を作成している都道府県等との意見交換を通じ、医療連携体制の構築と住民・患者に分かりやすい医療計画の全国への普及を促進させる必要がある。このため、医政局長主催の下、都道府県と国との懇談会を開催した。

2. メンバー

秋田県（北海道・東北ブロック）
 静岡県（東海ブロック）
 大阪府（近畿ブロック）
 高知県（四国ブロック）

東京都（関東甲信越ブロック）
 石川県（北陸ブロック）
 広島県（中国ブロック）
 福岡県・熊本県（九州ブロック）

＜各県の医務主管部長及び主管課長＞

医政局長

医政局総務課長

大臣官房審議官（健康・医政担当）

指導課長

（※厚生労働審議官ほか関係局長も出席。必要に応じ地方厚生局も参加。）

3. 議 題

○新しい医療計画の円滑な作成と地域での医療連携体制の構築について

- 1) 具体的な医療機能調査の実施方法
- 2) 脳卒中や小児救急など事業ごとの医療連携体制の構築に向けた手法と普及方策
- 3) 住民・患者に分かりやすい医療計画の作成と啓発方策

4. 懇談会の開催状況

第1回（ 9月 9日）：先進的な医療計画と医療連携体制の具体的事例紹介
 （静岡県・大阪府・熊本県）

第2回（10月24日）：先進的な医療計画と医療連携体制の具体的事例紹介
 （広島県・高知県）

全国で行われている医療連携の事例について

（厚生労働省）

新しい医療計画のポイントについて（厚生労働省）

第3回（11月17日）：モデル的な医療計画について（厚生労働省）

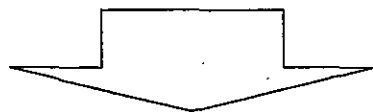
医療計画作成ガイドラインについて（厚生労働省）

全国で把握すべき指標について（厚生労働省）

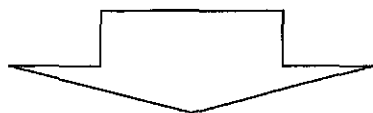
新しい医療計画のポイントについて

新しい医療計画のポイント（計画の立案（作成）から実施そして政策評価）

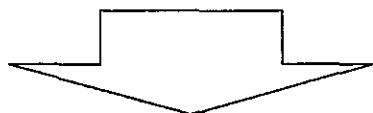
1. 医療機能調査等を通じた都道府県内の医療サービスの供給と需要の把握



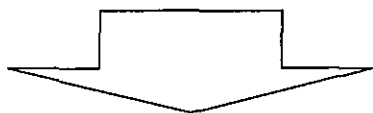
2. 主要な事業ごとの医療連携体制の構築と医療計画への明示



3. 将来の望ましい都道府県内の保健医療提供体制の実現に向けた数値目標の設定



4. 数値目標の達成に向けた都道府県、医療関係者、医育機関等の役割と責任



5. 数値目標の達成状況に係る政策評価と次期医療計画の見直し

1. 医療機能調査等を通じた都道府県内の医療サービスの供給と需要の把握

- 都道府県は既存の統計を活用するほか、医療機能調査及び患者の疾病動向調査を実施し、都道府県内の医療サービスの供給の状況と患者の需要動向を把握する。
- 都道府県内の医療サービスの供給の状況と患者の需要動向については医療計画に明示する
＜全国平均との比較もあわせて明示＞。

(新しい医療計画に盛り込まれる指標)

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ・ 病院・診療所数（所在地も含む） | ・ 対象患者当たりの診療科医師割合（主要な対策ごと） |
| ・ 種別ごとの病床数 | ・ 在宅での看取り率（主要な疾病ごと） |
| ・ 医師数を含めた医療従事者数 | ・ 地域連携クリティカルパスの普及状況（主要な疾病ごと） |
| ・ 健診・検診受診率 | |
| ・ 精密検査受診率 | |
| ・ 有病者の受診割合 | |
| ・ 主要な疾病ごと（がん、脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞）の総入院日数 | など |

地域連携クリティカルパスとは

● クリティカルパスとは

- クリティカルパスとは、良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表である。
- もともとは、1950年代に米国の工業界で導入されはじめ、1990年代に日本の医療機関においても一部導入された考え方である。
- 診療の標準化、根拠に基づく医療の実施（EBM）、インフォームドコンセントの充実、業務の改善、チーム医療の向上などの効果が期待されている。

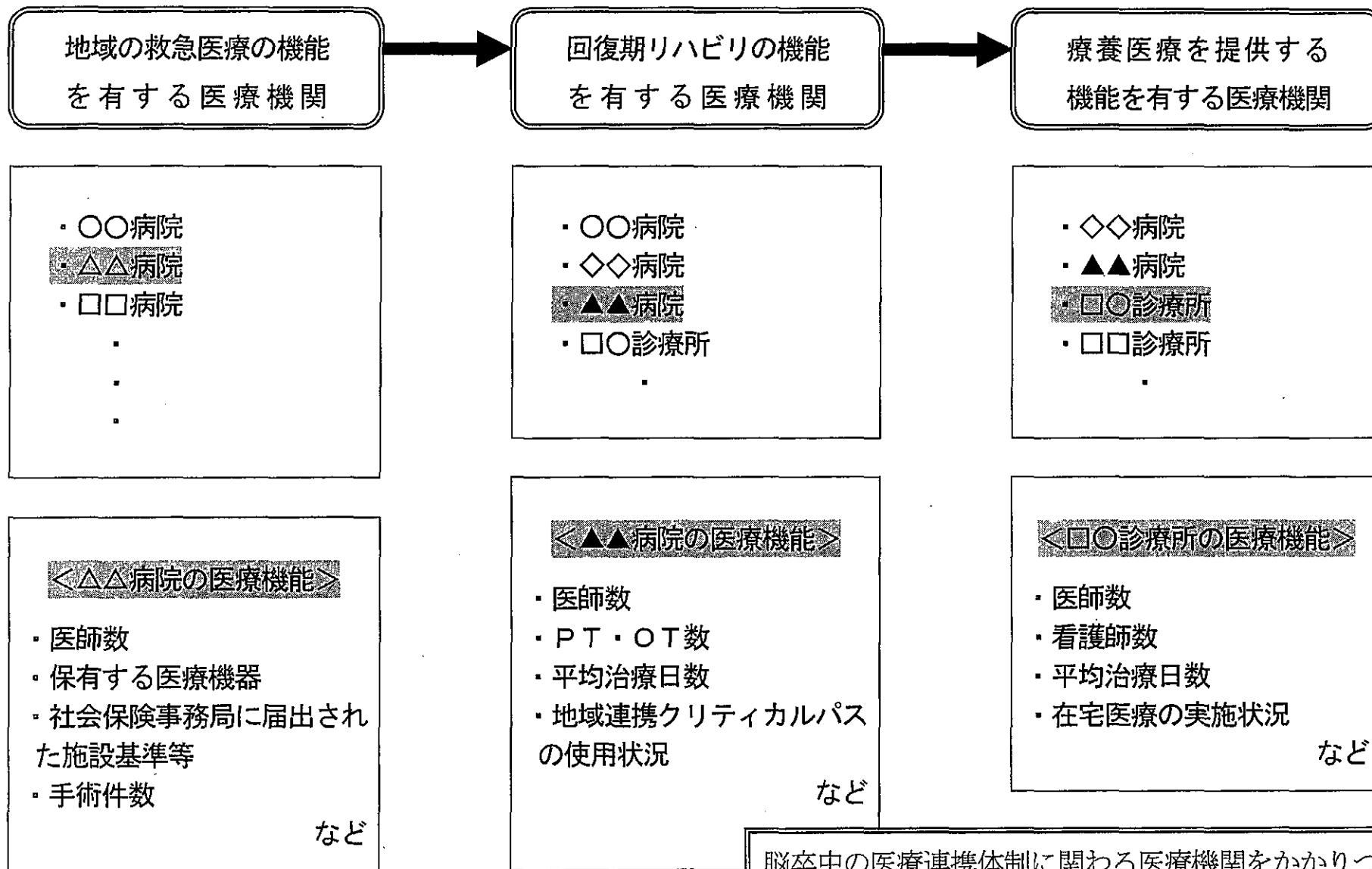
● 地域連携クリティカルパスとは

- 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるものである。
- 診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。
- 内容としては、施設ごとの治療経過に従って、診療ガイドライン等に基づき診療内容や達成目標等を診療計画として明示する。
- 回復期病院では、患者がどのような状態で転院してくるかをあらかじめ把握できるため、重複した検査をせずに済むなど転院早々から効果的なリハビリを開始できる。
- これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するものである。

2. 主要な事業ごとの医療連携体制の構築と医療計画への明示

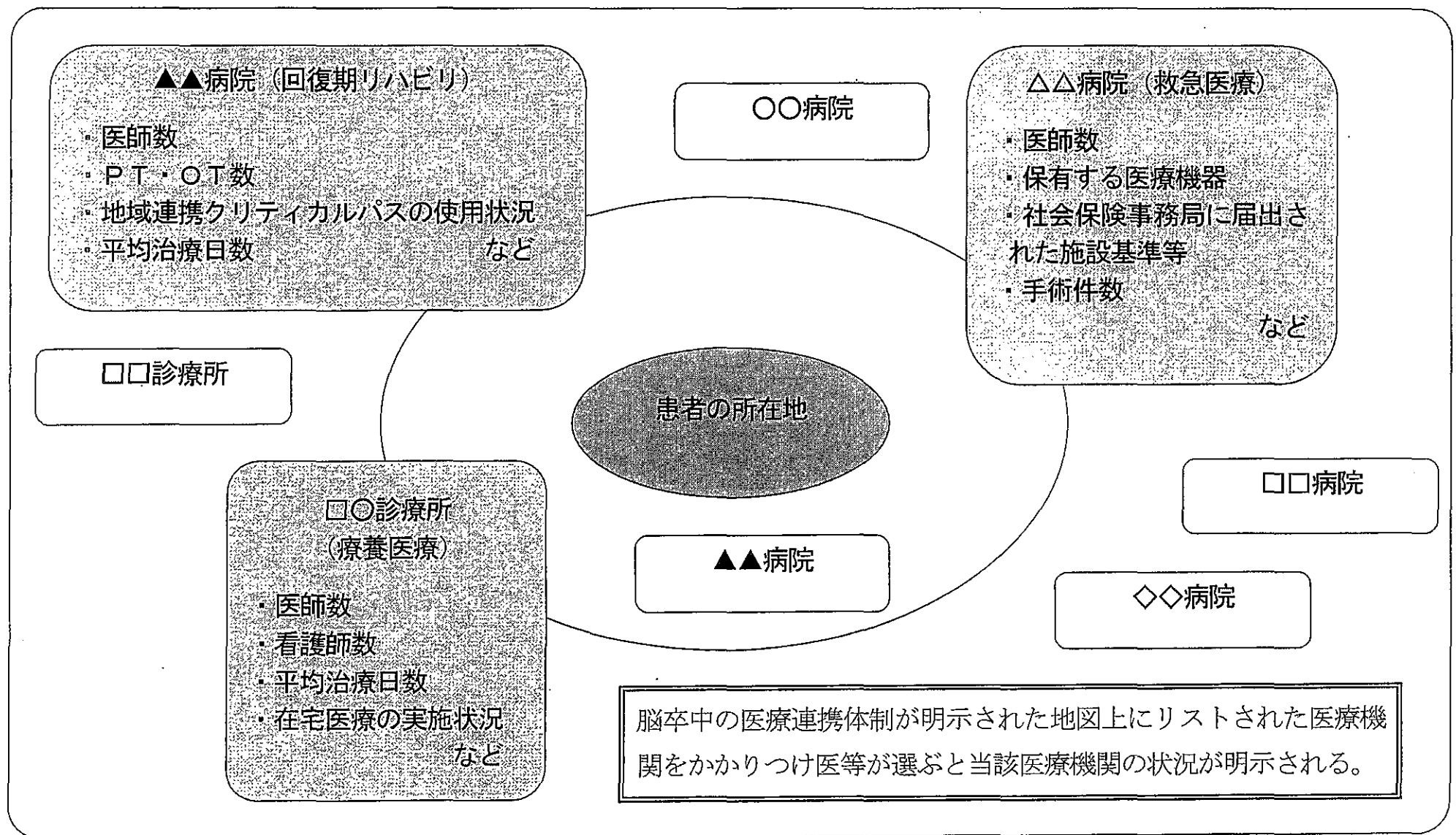
- がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急医療対策、周産期医療対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策といった主要な事業ごとの医療連携体制の状況（別途、都道府県で独自の事業を明示することも可能。）を医療計画に明示する。
- 医療連携体制の状況は、特定の区域ごとではなく、主要な事業ごとに医療連携体制に関わる医療機関の所在地（地図等）と医療機能（医師の配置、保有する医療機器、社会保険事務局に届出された施設基準等、手術件数、公費負担医療の実施、地域連携クリティカルパスの使用状況など）を医療計画上に明らかにする。
- 主要な事業ごとの医療連携体制においては、患者の視点にたって、医療機関相互の協力と切磋琢磨による医療サービスの質の向上につなげるとともに、患者が安心して在宅で医療サービス・介護サービスを受けられるよう整備する。また、退院に際し、他の医療提供者あるいは介護提供者に円滑に引き継げるよう実施体制の整備を検討するものとし、その旨、医療計画に明示する。
- あわせて、高度・専門的な医療など通常では継続的な対応が困難な医療を担い、都道府県全域をカバーして医療連携体制を支える医療機関についても明示する。（明示の方法として「医療機関リスト方式」「医療機関所在地方式」などが考えられる。）
（医療連携体制の構築に向けた留意点）
 - ・「医療連携体制の構築」自体は、構築に向けた地域の医療関係者での自主的な協議のもと、関係者間における役割分担や連携の手順等の合意を形成すること（※）を意味する。
（※）治療開始から終了（在宅復帰）までの全体的な治療計画（地域連携クリティカルパス）の共有も求められる。
 - ・例えば、がんは特定の病院でしか診ない、というように、医療計画で患者の動きまでを統制するのではなく、患者が医療計画に明示された情報に接し、また、地域の医療機関（診療所含む）も、合意された医療連携体制を前提に、医療計画に明示されたそれぞれの医療機能情報をもとに、患者の症状に応じた紹介等の地域の医療連携を実施していくことになる。
 - ・今後、国としても、居宅系サービスの充実や、居住系サービスにおいて必要な医療を受けつつ生活を送るという選択が可能となるような体制を、介護保険制度とも連携を取りつつ推進する。

(参考：脳卒中の医療連携体制のイメージ（医療機関リスト方式）)



脳卒中の医療連携体制に関わる医療機関をかかりつけ医等が選ぶと当該医療機関の状況が明示される。

(参考：脳卒中の医療連携体制のイメージ（医療機関所在地方式）)



3. 将来の望ましい都道府県内の保健医療提供体制の実現に向けた数値目標の設定

- 地域で適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制となっているか等、望ましい医療提供体制の実現に関する分かりやすい数値目標を設定し、医療計画に明示する。
- 具体的な数値目標は、政策的な意味合いを併せて表現することとし、例えば、
 - (1) 地域ごとの医療連携体制づくりが図られれば改善されることになる「脳卒中等に係る年間総入院日数の短縮（□□日から〇〇日へ）」「在宅復帰率の向上（〇〇%へ）」
 - (2) 地域での連携状況を直接示す「地域連携クリティカルパス利用状況の向上（〇〇%へ）」
 - (3) 在宅医療の体制が図られれば改善されることになる「在宅での看取り率・在宅復帰率の向上（〇〇%へ）」
 - (4) 住民、患者の、健康づくりを含む意識が高まれば改善されることになる「健診受診率の向上（〇〇%へ）」「年間外来受診回数の減少（□□回から〇〇回へ）」といったものを設定する。

4. 数値目標の達成に向けた都道府県、医療関係者、医育機関等の役割と責任

○ 具体的な数値目標については、

①いつまでに達成させるのか（達成に要する期間）

②誰がどのような役割で活動するのか（関係者の役割分担と責任）

③どのような方策（費用など）で達成させるのか（達成までの方策）

を医療計画に明示する。

5. 数値目標の達成状況に係る政策評価と次期医療計画の見直し

○ 計画の目標年において、達成状況を評価し、全国の状況も勘案しつつ新たな目標値を設定する。

○ また、特に、未達成であった分野や全国平均を大きく下回る分野について、改善方策を検討する。

新たな医療計画の作成に向けた国・都道府県・医療関係者の共同作業

○ 社会の基盤として国民の生命と健康を支える医療提供体制については、今後とも、質の向上と効率化を図るべく、国・都道府県・医療関係者が医療計画制度を通じて以下のような役割のもと、共同作業を進めていくものとする。

